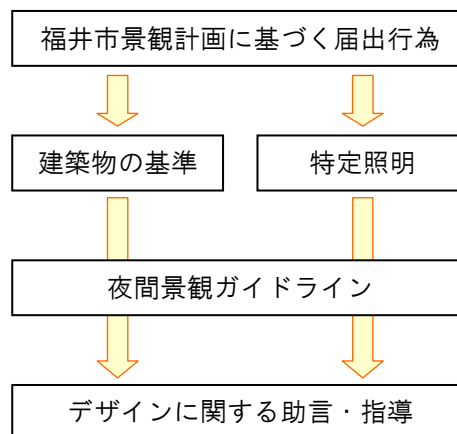


9. 光のデザインに関する今後の取り組み方

① 私的空間・セミパブリック空間における光のデザイン

- ・ 景観法に基づく『福井市景観計画』における建築物の景観形成基準として、福井都心地区特定景観計画区域（「都心部ゾーン」「中央1丁目ゾーン」「浜町通り界限ゾーン」）については、窓等開口部からの光を演出するための基準を設けています。
- ・ また、建築物や工作物等の外観に対して、その形態・意匠を演出するためにライトアップ等を行うものを「特定照明」として届出を義務付けています。
- ・ 今後、この届出があった際に、本ガイドラインに基づいて適正な助言・指導を行い、光を良好に誘導していきます。



② 公共的空間における光のデザイン

- ・ 福井市では、『高感度コンパクトシティ』を目標に掲げながら、特に中心市街地の活性化に重点的に取り組んでおり、現在、大規模な都市基盤整備が進められているとともに、今後も、ソフト・ハード事業を含めて様々な取り組みが予定されています。
- ・ 今後、庁内各課相互や関係機関との連絡・連携体制をより一層強化し、都市基盤・都市環境整備等の事業が計画される場合において魅力ある夜間景観が形成されるよう、本ガイドラインに基づいて協議・助言を行っていきます。
- ・ また、この際には、景観審議会の開催やパブリックコメントの実施、社会実験等のモニタリングなど、必要に応じて市民や有識者・専門家等の意見を反映する場を設けます。

